

奈良県商工観光館規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

奈良県商工観光館規則を廃止する規則

奈良県商工観光館規則（昭和三十年三月奈良県規則第五号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。